

第7回小金井市男女平等推進審議会

平成24年10月22日（月）

午後2時～午後4時

場所：市民会館・萌え木ホールA会議室

次 第

1 内容

- (1) 第4次男女共同参画行動計画（素案）の確認について
- (2) パブリックコメント及び市民懇談会の実施について
- (3) その他

(配布資料)

資料1 小金井市第4次男女共同参画行動計画（素案）（パブリックコメント案）

資料2 パブリックコメント説明資料

資料3 パブリックコメント及び市民懇談会の概要について

小金井市
第4次男女共同参画行動計画
(素案)
(パブリックコメント案)

平成24年10月
小金井市

目 次

総論

第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の性格	3
第4節 計画の期間	4
第5節 男女共同参画に関わる動向	4
第2章 計画の基本的な考え方	10
第1節 基本理念	10
第2節 基本目標	11
第3節 施策の体系	12

各論

基本目標I 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む	16
1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	17
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	21
基本目標II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	24
1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり	25
2 家庭生活との両立支援	29
3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	32
4 生涯を通じた男女の心身の健康支援	33
基本目標III 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る	35
1 暴力の未然防止の意識づくり	36
2 被害者支援の推進	38
3 相談・連携体制の整備・充実	39
4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応の推進	41
基本目標IV 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる	42
1 政策・方針決定過程への男女の参画	43
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	44
3 庁内の推進体制の充実・強化	45

總

二論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられる中で、法制度の整備などさまざまな取組が行われてきているものの、少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化などを背景に、その意義についてあらためて確認・認識することが求められています。

男女共同参画社会とは、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

小金井市（以下「本市」という。）では、そうした社会の実現に向けた動きが「男女共同参画社会基本法」の制定以前から生まれており、国内外の動向と連動しながら、小さな草の根的活動を端に、平成8年（1996年）の「小金井市男女平等都市宣言」や平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」の制定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。一方で、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）の改善や男女間のさまざまな暴力の防止をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*1}の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働してまちづくりに取り組まなければならない課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第4次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

^{*1} 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

第2節 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく、「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆「第4次基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の一つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。

第3節 計画の性格

- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の基本目標Ⅲの1～3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とし、平成22年（2010年）に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐものです。

男女平等社会と男女共同参画

男女平等社会とは、すべての市民が個人として対等に尊重され、自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、男女が均等に利益を享受し、かつ、責任を分かち合う社会です。（小金井市男女平等基本条例第2条）

豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現のためには、男女が対等な立場で問題解決に向けて協力し合う「男女共同参画」が必要であり、市、市民、事業などがそれぞれの責務を果たしながら、男女共同参画を推進することが求められています。

男女共同参画社会
基本法
第2条



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第4節 計画の期間

本計画は平成25年度から平成28年度までの4年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3次行動計画									
配偶者暴力対策基本計画									
後期基本計画									
【国】第3次男女共同参画基本計画									
【都】男女平等参画のための東京都行動計画									

第5節 男女共同参画に関わる動向

(1) 世界・国の動き

我が国における男女共同参画社会の形成への取組は、日本国憲法に男女平等の理念が掲げられて以来、戦後の国際社会における取組と連動し、女性団体を中心とする国民運動に支えられながら進められてきました。

国際社会では、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、女性の地位向上のための施策の指針となる「世界行動計画」が採択されたことを契機に、各国での取組が急速に進みました。また、昭和54年（1979年）には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、同条約の中で「女子に対する差別」が定義されました。

さらに、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議においては各國及び国際社会がとるべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメント^{※2}を前提に、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、5年後の平成12年（2000年）に開催された国連特別総会「女性2000年会議」で、女性への暴力に対処する法律の整備などを盛り込んだ「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されるなど、男女平等を進める国際的な規範が確立されてきました。

※2 エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

こうした国際的な動きの中で、我が国においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められ、昭和 52 年（1977 年）の「国内行動計画」の策定、昭和 60 年（1985 年）の「女子差別撤廃条約」の批准に続いて、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が成立し、同法第 9 条で地方公共団体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施の責務を課すなど、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。その後、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の強化が図られたほか、2 次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組を発展させ、さらに実効性のある計画として平成 22 年（2010 年）に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかし、平成 21 年（2009 年）の女子差別撤廃委員会の最終見解では、日本の取組が不十分であるとして多くの課題が指摘され、日本の文化や社会状況等にも配慮しつつ、さらなる推進の必要性が高まっています。

法制度等の整備の面では、平成 19 年（2007 年）に「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が改正され、さらに平成 21 年（2009 年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の一部改正がなされるなど、その充実が図られてきました。加えて、平成 19 年（2007 年）の仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

（2）東京都の動き

東京都では、国内外の流れに対応しながら「東京都男女平等参画基本条例」を制定、これに基づき、平成 14 年（2002 年）には「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス & サポート東京プラン 2002」を策定し、男女平等に関する取組を積極的に推進してきました。その後、平成 19 年（2007 年）には、「仕事と生活の調和の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」などを主軸に据えた「チャンス & サポート東京プラン 2007」を策定、さらに平成 24 年（2012 年）に新たな重点課題を加えた計画を「チャンス & サポート東京プラン 2012」として改定しています。

また、配偶者暴力については、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成 18 年（2006 年）に策定し、その後 2 回の改定が図られるなど、配偶者暴力対策を体系的に示しながら取組を進めています。

(3) 小金井市の動き

本市の男女共同参画社会の実現に向けた動きは、国内外の動きと連動しながら、小さな草の根的な地域活動からより広い視野を持った活動へと変化してきました。

昭和 59 年（1984 年）に市民とともに初めて「婦人行動計画」を策定すると、その推進を図るために市民組織である「婦人問題会議」、府内組織である「婦人関係行政連絡会議」を設置し、取組を進めてきました。さらにその改定計画として、平成 6 年（1994 年）には「第 2 次行動計画 ともに生きる小金井市行動計画」を策定しています。

その後、男女共同参画に対する市民の気運が高まる中、市の姿勢と取組を広くアピールするため、平成 8 年（1996 年）に「男女平等都市宣言」を他の自治体に先駆けて行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策をより一層推進し、男女平等社会の実現を目指すため、平成 15 年（2003 年）に「小金井市男女平等基本条例」を制定しました。また、市民や市民団体の参画による男女共同参画を推進するため、「こがねいパレット」の開催、男女平等情報誌「かたらい」の発刊を行うほか、「第 3 次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」の策定などを経て、平成 25 年（2013 年）の第 5 期小金井市男女平等推進審議会（井上恵美子会長）からの答申を踏まえ、本計画を策定しています。

注：本計画策定に関する記述は、現在予定している内容で文章を作成しています。

■ 第3次行動計画期間中の主な取組

◆ 小金井市男女平等基本条例の制定（平成 15 年〔2003 年〕）

豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会を実現するため、その基本理念や市、市民、事業者およびその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について、基本となる事項を定め、総合的かつ効果的に推進することを目的とした「小金井市男女平等基本条例」を制定しました。

◆ 男女平等推進審議会の設置（平成 15 年〔2003 年〕）

小金井市男女平等基本条例第 5 章に基づき設置し、任期は 2 年で、現在は第 5 期へと歩みを進めています。行動計画の推進状況や男女共同参画に関する各施策について、市民参加により審議・提言を行う機関です。

◆ DV 相談緊急連絡先広報カード作成・配布開始（平成 15 年〔2003 年〕）

ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※3} の早期発見を目的として、DV についての認識や相談先の周知を図るため、DV 相談緊急連絡先広報カードを作成し、庁舎および市施設の女子トイレ等に設置するなどにより、配布しています。

◆ 国内研修事業参加補助の実施（平成 16 年〔2004 年〕）

女性市民が、教育・福祉・環境・男女共同参画等を学び、地域においてさまざまな形でその成果を還元すべく、平成 2 年（1990 年）から「女性海外派遣事業」を実施していましたが、平成 14 年（2002 年）に廃止することとなり、それに代わる事業として開始しました。都内や都に隣接する自治体で実施される男女平等社会の形成の促進にかかる会議に参加し、情報収集や交流を深め、地域活動へ生かすことで、男女平等意識の高揚を目指すものです。より効果的な施策の展開を図るため、さらなる活用を図ります。

◆ 苦情処理窓口および苦情処理委員の設置（平成 16 年〔2004 年〕）

小金井市男女平等基本条例第 4 章に基づき、苦情処理窓口および男女平等苦情処理委員（男女各 1 名）を設置し、人権侵害などの苦情を適正かつ迅速に処理するための体制を整備しました。安心して相談や苦情申し立てができるよう、さらなる運用に努めます。

^{※3} ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

◆ 男女共同参画シンポジウムの開催（平成 19 年〔2007 年〕）

男女共同参画社会基本法の公布・施行（平成 11 年（1999 年）6 月 23 日）にちなんで定められた「男女共同参画週間（6 月 23 日から 6 月 29 日）」に合わせ、男女平等に対する理解を深めるため、「男女共同参画週間のつどい」を平成 15 年（2003 年）から実施しました。平成 19 年（2007 年）に「男女共同参画シンポジウム」に名称を変更して以降は、6 月の開催にこだわらず幅広いテーマによる実施、市民向けの DV に関する講演等のほか、平成 23 年（2011 年）3 月に起きた東日本大震災を受け、「女性と防災」と題したシンポジウムなども開催しました。今後も、適切なテーマを選択し、新しい観点から講演を実施していくなど、啓発に努めます。

◆ 企画政策課男女共同参画室の設置（平成 19 年〔2007 年〕）

庁内の男女平等の推進体制を整備するため、昭和 59 年（1984 年）に保育婦人課婦人施策推進室を設置し、時代の変遷とともに三度の組織改正を行いました。平成 3 年（1991 年）には、庁内の広範多岐にわたる女性問題の施策の調整を行う部署として、広報広聴課女性施策推進室となり、21 世紀を迎えた平成 13 年（2001 年）には、男女共同参画の視点をより一層活動に反映できるよう、広報広聴課男女共同参画室と改称しました。平成 19 年（2007 年）には、庁内全般の施策を視野に入れ、企画・調整のもと、行動計画の推進や男女平等意識の育成・啓発を行い、男女共同参画を推進できるよう、企画政策課男女共同参画室となりました。今後は、ますます庁内推進体制を強化するとともに、市民や地域団体との協働による男女平等の社会づくりや男女共同参画施策の推進を図ります。

◆ 再就職支援講座の開催（平成 20 年〔2008 年〕）

再就職を希望する女性に対し、働く女性を取り巻く労働環境や再就職に関する情報提供を行うため、東京しごとセンター多摩などとの共催により、再就職支援講座を開催しています。

◆ 小金井市配偶者暴力対策基本計画の策定（平成 22 年〔2010 年〕）

平成 19 年（2007 年）の DV 防止法の改正による市町村での DV 対策機能強化の要請を受け、DV の未然防止や被害者支援により一層取り組むため、本市の DV に対する対策や支援に関する施策を体系化した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。計画推進の一環として、デート DV^{※4} の予防啓発のため、平成 23 年（2011 年）にはデート DV 防止啓発パンフレットを作成・配布しました。

◆ 意識調査の実施（平成 24 年〔2012 年〕）

男女平等の意識の普及・浸透の状況を把握し、今後の男女共同参画施策に反映させるため、平成 19 年（2007 年）と平成 24 年（2012 年）に市民を対象に、平成 18 年（2006 年）と平成 24 年（2012 年）に市職員を対象に意識調査を実施しました。

^{※4} デート DV

結婚前の恋人間で起こる DV のことをいいます。

■市民参加による推進事例

◆ こがねいパレット

昭和52年（1977年）に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年（1987年）には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。

21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年（2001年）に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

◆ 情報誌「かたらい」

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年（1988年）に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年（2000年）には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

◆ 「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。こうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年（2003年）に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代をつなぐ－』、平成18年（2006年）に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代を歩む－』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

◆ 市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等および男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年（1996年）に行われることとなる「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に努めています。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「（仮称）第3次小金井市行動計画策定委員会」が、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備を行っており、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする
男女共同参画の実現をめざして**

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第3次行動計画では、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を」を謳い、さまざまな取組を進めてきました。今後もその実現に向け、さらに男女共同参画を推し進めていけるよう、本計画の基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

◆ 基本目標 I

互いに認めあい、
男女平等意識を備えた
ひとを育む

◆ 基本目標 II

ワーク・ライフ・バランスの
実現した
暮らしをめざす

◆ 基本目標 III

人権を侵害する
暴力を許さない社会づくりで
安心を守る

◆ 基本目標 IV

男女共同参画を
総合的に推進する
仕組みをつくる

◆ 基本目標 I 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画への学びを支援します。

◆ 基本目標 II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

◆ 基本目標 III 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

(Ⅲの1～3は小金井市配偶者暴力対策基本計画)

DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

◆ 基本目標 IV 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

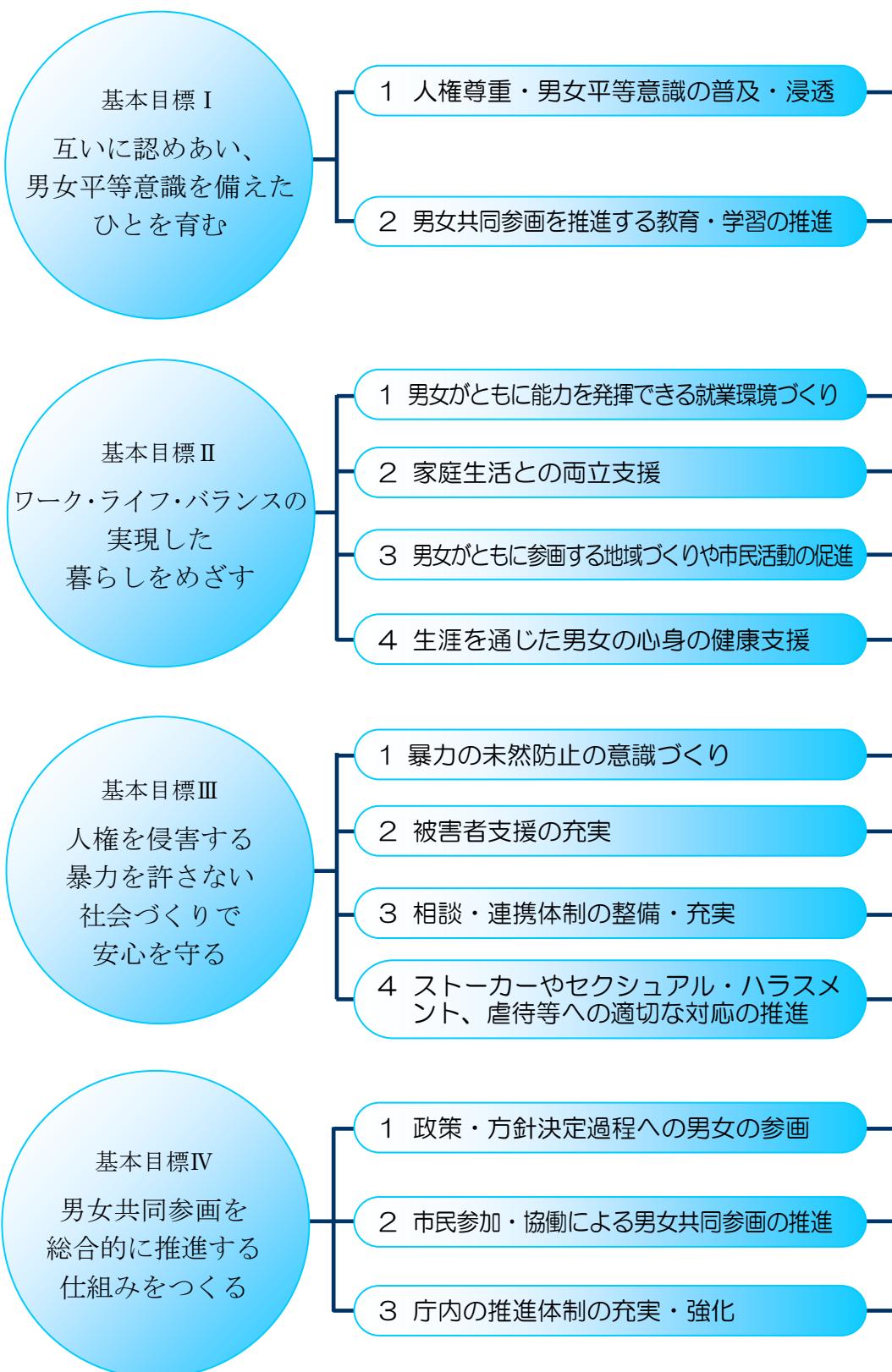
第3節 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして



主要施策

- (1) 人権・男女平等の意識改革の推進
- (2) 男女共同参画の基盤となる人権尊重

- (1) 教育の場における男女平等教育
- (2) 生涯を通じた男女平等教育

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくり
- (2) 働く場における男女平等の推進
- (3) 女性の就労に関する支援

- (1) 育児や介護等への支援体制の整備
- (2) 各家庭の状況等に応じた支援

- (1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

- (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり
- (2) 性差や年代に応じた健康づくり
- (3) 自立した生活への支援

- (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見
- (2) 若い世代への啓発・教育の推進

- (1) 安全確保と自立支援の実施

- (1) 相談体制の整備・強化
- (2) 連携体制の充実

- (1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等対策の推進

- (1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

- (1) 市民参加の推進

- (1) 庁内の男女平等の推進
- (2) 計画の推進体制の強化

各

論

基本目標 I

互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

- 男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、だれもがそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができるよう、一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、常に男女平等の視点に立った行動を実践することが重要です。
- 女子差別撤廃条約の批准を契機に法制度の整備が進められ、男女共同参画に向けた社会的条件は整いつつあるものの、社会制度や慣習には、性別によって役割を固定する考え方依然として残っている場合が多く、それぞれの個性や能力を十分に発揮することを難しくしている状況もみられています。
- 平成 24 年に実施した男女平等に関する意識調査（以下「市民意識調査」という。）によると、どのような場で男女平等になっていると思うかといった男女平等意識について、家庭生活や社会通念等の分野では、性別によって大きく意識が異なっています。また、性別による固定的な役割分担意識については、「男は仕事、女は家庭」という考え方には縛られない人は半数を超えるものの、実際の生活の状況にまでは結びつきにくい状況がうかがえます。
- 男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが学校、家庭、地域などのあらゆる場面で人権・男女平等の視点を持つことができるよう、性別や年齢等の状況に応じた効果的な広報・啓発活動を進めます。また、生涯にわたって男女平等の意識が育まれ、男女共同参画の推進主体となれるよう、学校教育や社会教育等の場における学習機会を提供し、男女平等意識の浸透を図ります。

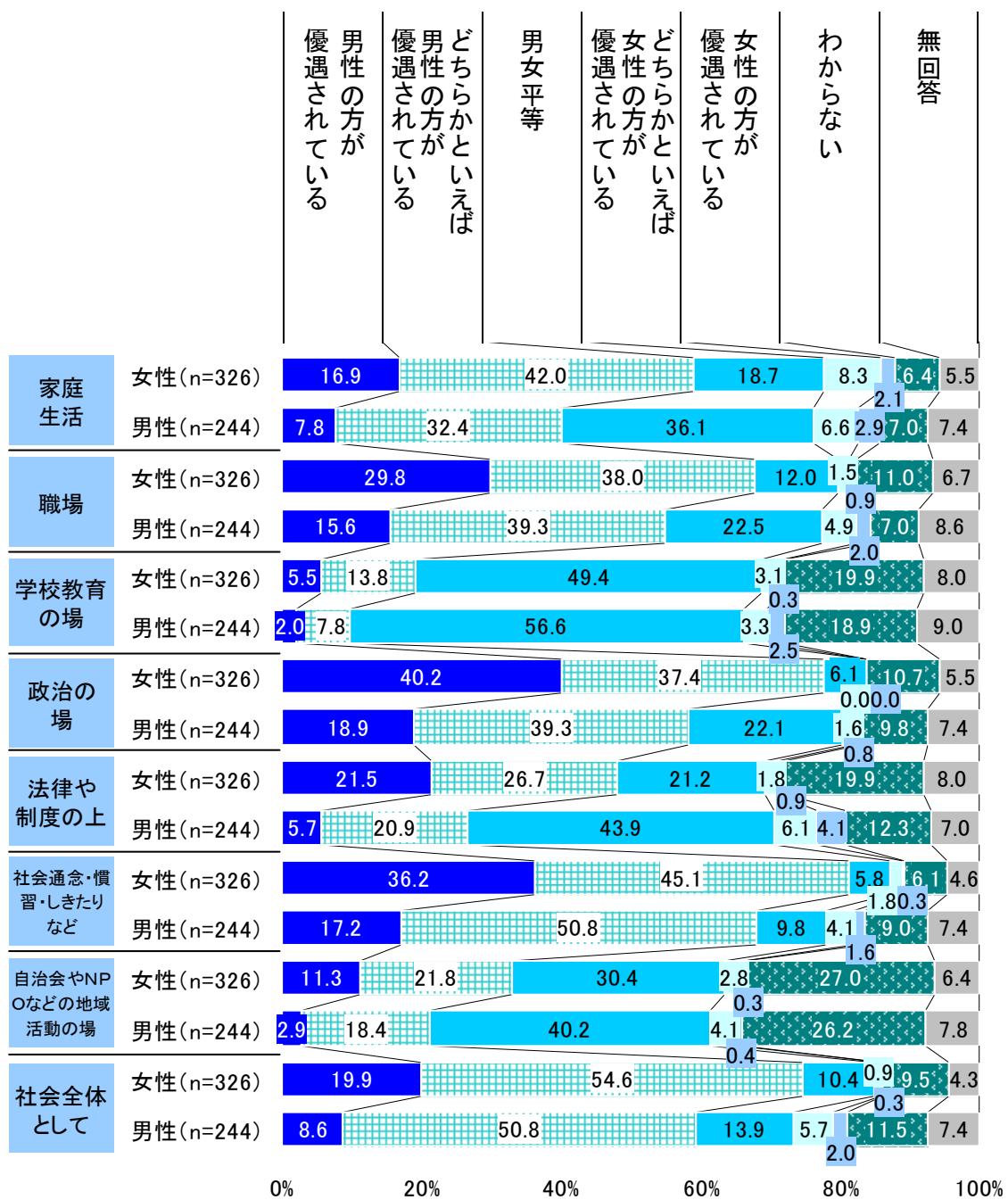
1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するためには、その基本となる人権を尊重する意識を高め、浸透を図ることが必要不可欠です。

本市ではこれまで、情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。だれもが自分らしく生きることができる社会づくりのためには、人々の意識や行動、それに基づく社会慣行によって、性別による不利益が生じないよう、引き続き啓発が必要であり、さまざまな社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、表現上の人権侵害の防止など、多様な視点からの対応が必要です。

そのため、男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続きさまざまな機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々の人権が尊重され、守られるための環境づくりに努めていくことが必要です。

〔男女平等意識〕



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

市民一人ひとりの人権・男女平等意識の浸透と定着を図るため、さまざまな手法や媒体を活用した広報・啓発活動を行うとともに、講演会等を開催し、その内容の充実に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進	男女平等都市宣言の浸透	企画政策課
		男女平等基本条例の普及	企画政策課
		人権・男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	企画政策課 広報秘書課
			企画政策課 図書館
		情報誌「かたらい」の発行	企画政策課
②	人権・男女平等に関する講演会等の開催	人権に関する各種講演会の開催	広報秘書課
		男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課
		「こがねいパレット」の開催	企画政策課

具体的施策・主要事業記載の表の見方

主要事業の頭に「◆」がついているものは、本計画で初めて記載されるもの、新たに取組として行われる予定のものを表しています。

番号に○のついている具体的施策は、各主要施策の核となる施策を表しています。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	家庭における教育・学習の推進	性別にとらわれない家庭環境づくりに向けた各種教室等における啓発	健康課 子育て支援課 生涯学習課 公民館
②	地域・社会における教育・学習の推進	◆父親ハンドブックの配布による父親への啓発活動の推進 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援 男女共同参画に関する講座・学習会の開催	健康課 生涯学習課 公民館

(2) 男女共同参画の基盤となる人権尊重

性別をはじめ、個人の置かれた環境や状況に関わらず、だれもが一人の人間として尊重され、尊厳が守られるよう、性による固定観念に縛られない意識づくりや男女共同参画の基本となる人権尊重の環境づくりを進めます。また、社会的に困難な状況に置かれた人々に対する偏見をなくし、多様な価値観を認め合うことができる多文化共生^{※5}のための取組に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進	人権に配慮した市刊行物等の作成	関係各課
		◆表現ガイドラインの周知と活用	企画政策課
		メディア・リテラシー ^{※6} に関する普及・啓発を通した性差別の防止	企画政策課
		苦情処理窓口及び苦情処理委員の周知・運用	企画政策課
		◆性別による差別や男女平等を阻害する人権侵害に対する苦情・相談の受付	企画政策課 広報秘書課
		教育の場における人権教育の推進	指導室
2	多文化共生のまちづくり	多文化社会への理解と推進	広報秘書課 指導室
		在住外国人との交流と国際理解の推進	コミュニティ文化課 公民館

^{※5} 多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

^{※6} メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけではなく、メディアを使って発信することもいいます。

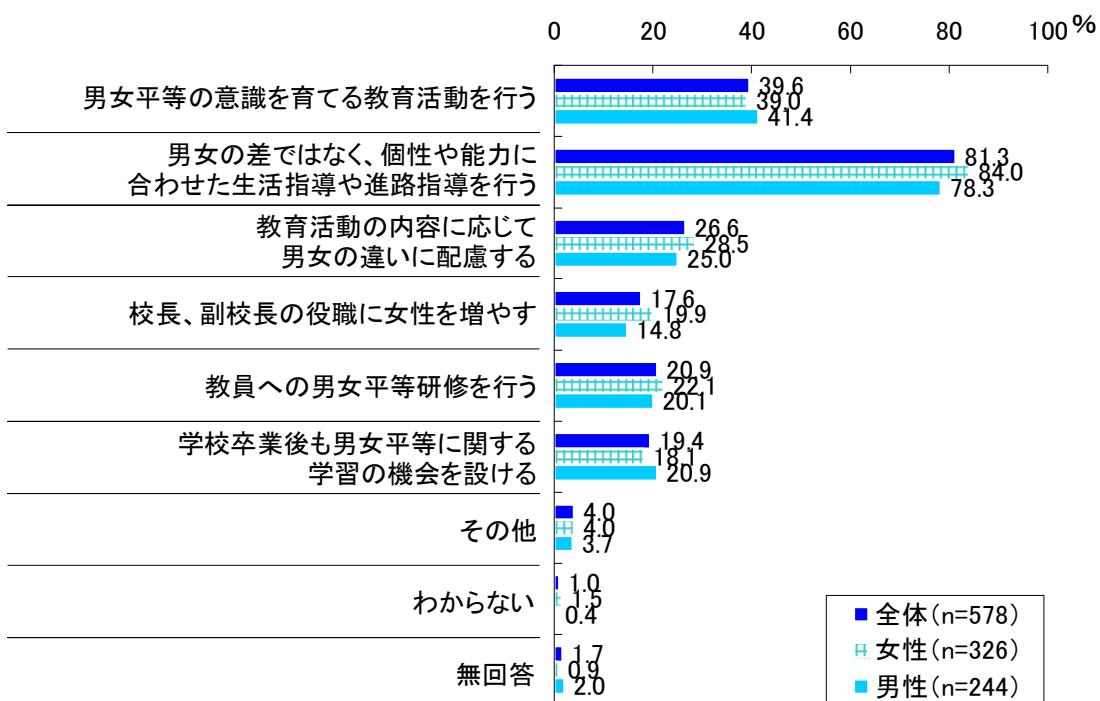
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが重要であり、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習が果たす役割は非常に大きくなっています。

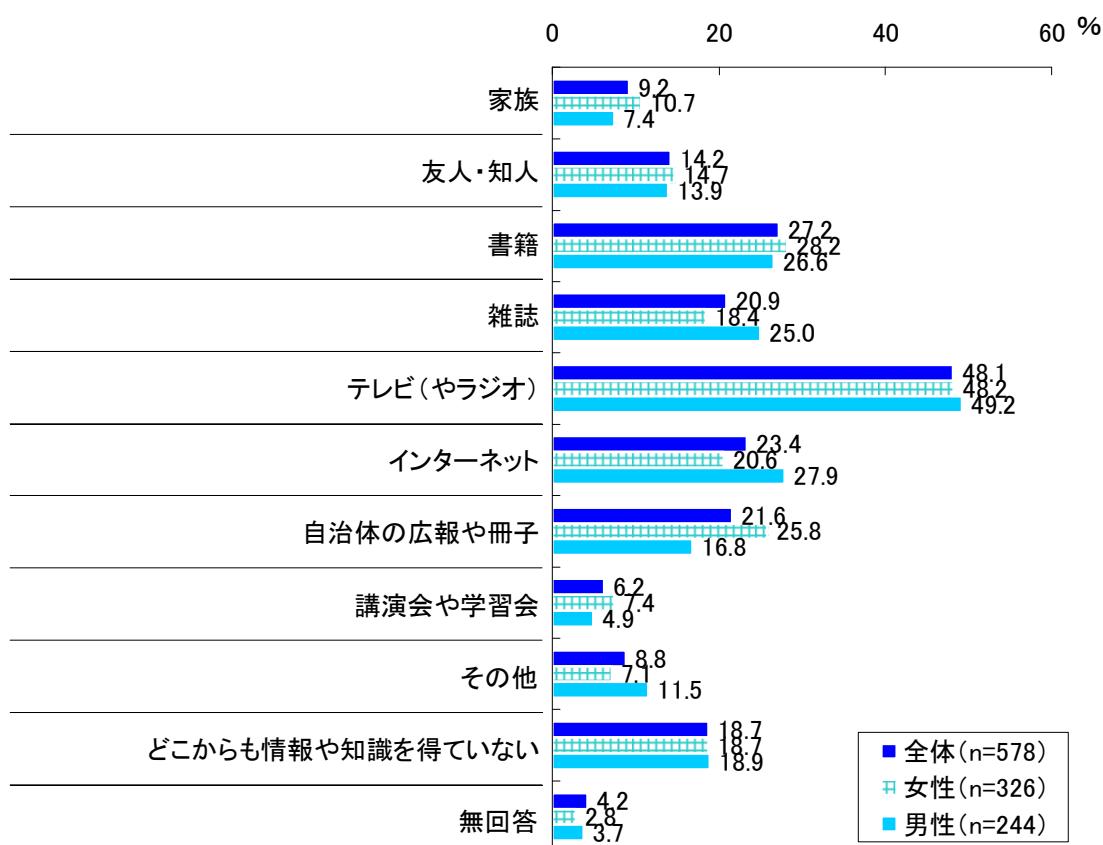
本市では、幼少期から活動のなかで個々の能力を生かしながら互いの理解を深め、協力の重要性を学んでいくよう、男女平等の視点に立った保育・教育を進めています。また、学校卒業後も、市民が家庭や地域において男女共同参画の意識を高め、学習が続けられるよう、各種教室や講座等を開催しています。

男女共同参画が真に根づき、実践されるためには、幼少期にはぐくまれた男女平等に対する価値観が生涯にわたって大切に保持されることが重要です。そのため、人間形成の基礎が培われる幼児期・学齢期における教育や学習の充実を図るとともに、それぞれのライフステージに応じたさまざまな学びの機会を提供することが必要となっています。

〔男女平等を進めるために教育の場で重要なこと〕



〔男女平等や男女共同参画に関する情報源〕



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) 教育の場における男女平等教育

男女平等の理念のもと、一人ひとりの個性や能力を尊重し、協力し合う心を養うため、幼少期から男女平等の視点に立った教育を推進します。特に、学校教育においては、性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めるとともに、男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進	男女平等の視点に立った教育の推進	指導室
		固定的な性別役割分担意識にとらわれない個々の能力に応じた進路指導の充実	指導室
		保育・教育関係者に対する研修の充実	職員課 指導室

(2) 生涯を通じた男女平等教育

だれもが、生涯にわたり男女共同参画に対する理解を深め、家庭や地域において、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	家庭における教育・学習の推進	性別にとらわれない家庭環境づくりに向けた各種教室等における啓発	健康課 子育て支援課 生涯学習課 公民館
		◆父親ハンドブックの配布による父親への啓発活動の推進	健康課
②	地域・社会における教育・学習の推進	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援	生涯学習課 公民館
		男女共同参画に関する講座・学習会の開催	公民館

基本目標II

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

- だれもがいきいきと暮らせる豊かでうるおいのある社会を築くためには、市民一人ひとりが心身ともに健康で、仕事や家庭生活、地域活動などそれぞれのライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すことが必要不可欠です。
- 国では、平成 19 年に定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を平成 22 年に見直し、目指すべき社会の姿として「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、官民一体となり日本全体で取り組むべき方向性を示しています。
- 市民意識調査によると、女性の働き方として、結婚・出産にかかわらず仕事を持つ「職業継続型」を支持する意見が、子どもに手がかからなくなったら再び仕事を持つ「中断再就職型」の意見を上回り（[30 頁参照：女性が仕事を持つことに対する考え方に関するグラフ](#)）、また、ワーク・ライフ・バランスを推進するうえで最も必要なものとして「男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えること」があげられています。そのため、行政や事業所がそれぞれの立場で仕事と家庭生活の両立を支え、多様なライフスタイルを可能にするための取組が求められている状況です。
- 性別に関わらず、だれもが個性と能力をさまざまな分野で發揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むため、男女が家事・育児・介護等を対等に分かちあう関係づくりと、個人の意欲や生活の優先度に応じたワーク・ライフ・バランスを図れる環境づくり、双方の推進を図ります。

1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり

市民一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かちあいながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた暮らしを実現することが必要であり、そのためには働きやすい就業環境づくりは重要な要素のひとつとなります。

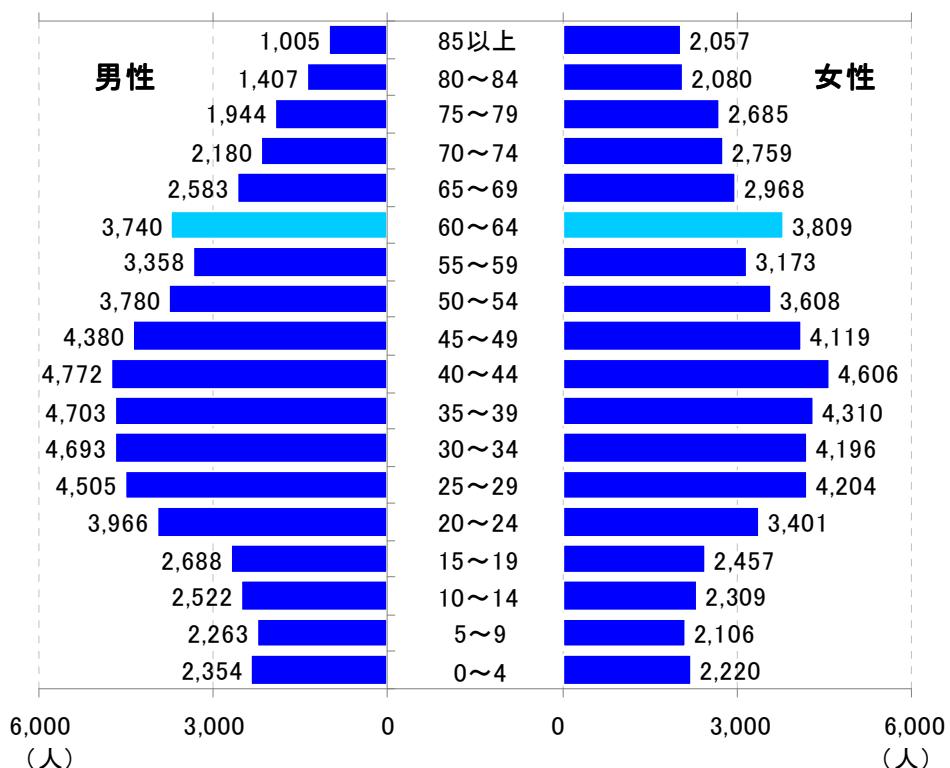
本市ではこれまで、ハローワークや東京しごとセンター多摩等との共催事業、「こがねい仕事ネット」等を通じて、就労や雇用に関するさまざまな情報提供や、女性の再就職支援に取り組んできました。しかし、女性労働力率は引き続き出産・子育て等で仕事を中断する、いわゆるM字曲線^{※7}を描いており、近年の経済情勢の低迷も考慮したうえでの、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえます。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、男女が互いに協力して働き続けるための法制度上の環境は整いつつあるものの、身近な就業環境において、性別や年齢にかかわらず個人の意欲等を重視し、だれもが働きやすく自らの能力の向上や活躍を目指すことができるよう支援していくことが必要です。

※7 M字曲線

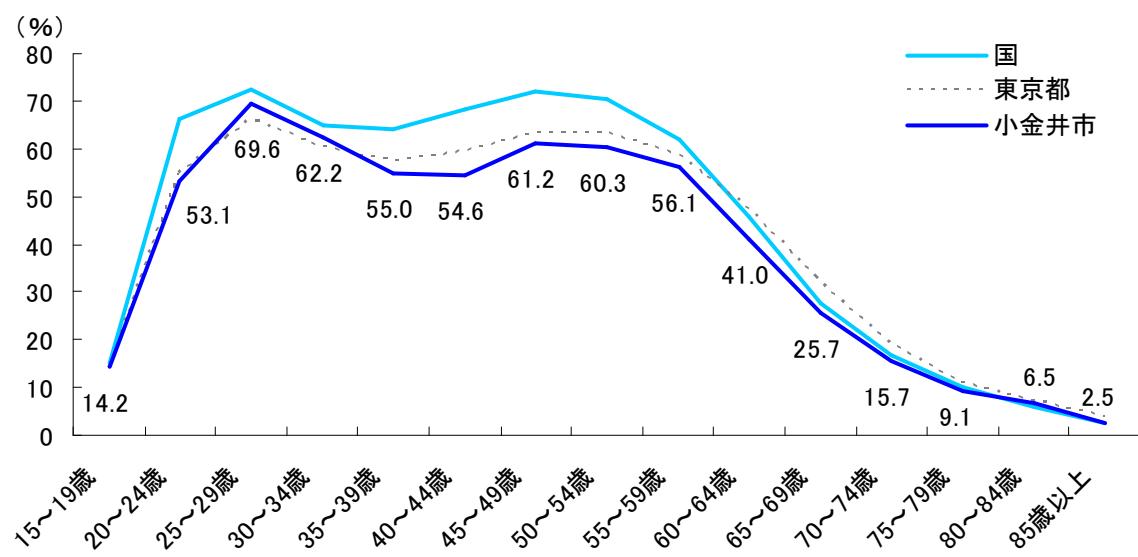
女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

〔小金井市の性別・5歳階級別年齢構成（平成24年1月現在）〕



資料：住民基本台帳人口による

〔女性の労働力率（国・都・市比較）〕



資料：総務省統計局データ（平成22年国勢調査）より引用（数値は小金井市のみ）

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくり
 自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民・事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	誰もが働きやすい職場づくりの促進	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発	企画政策課 経済課
		事業所への意識啓発	経済課
		多様な働き方の普及・啓発	経済課

(2) 働く場における男女平等の推進
 性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行い、事業所の主体的な取組を促します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	雇用の場における男女共同参画	関連法令等の周知徹底	企画政策課 経済課
		◆労働相談などの各種相談窓口の周知	経済課

(3) 女性の就労に関する支援

自らの個性や能力を生かし、社会のさまざまな分野での活躍を目指す女性への支援の充実に努めるとともに、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	女性の職業能力・意識の向上	再就職支援講座	企画政策課
		◆ 職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課
		◆ 就業機会拡大のための支援・情報提供	経済課
		事業所との連携及び情報提供	経済課
2	農業・自営業等における男女共同参画の推進	女性農業者への研修の促進	経済課
		◆ 家族経営協定※8の締結促進	経済課
		◆ 商工会等との連携	経済課

※8 家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールのことで、労働報酬や経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合って定めようするものです。家庭内の女性農業者の労働環境の整備、経営方針決定参画等を目的としています。

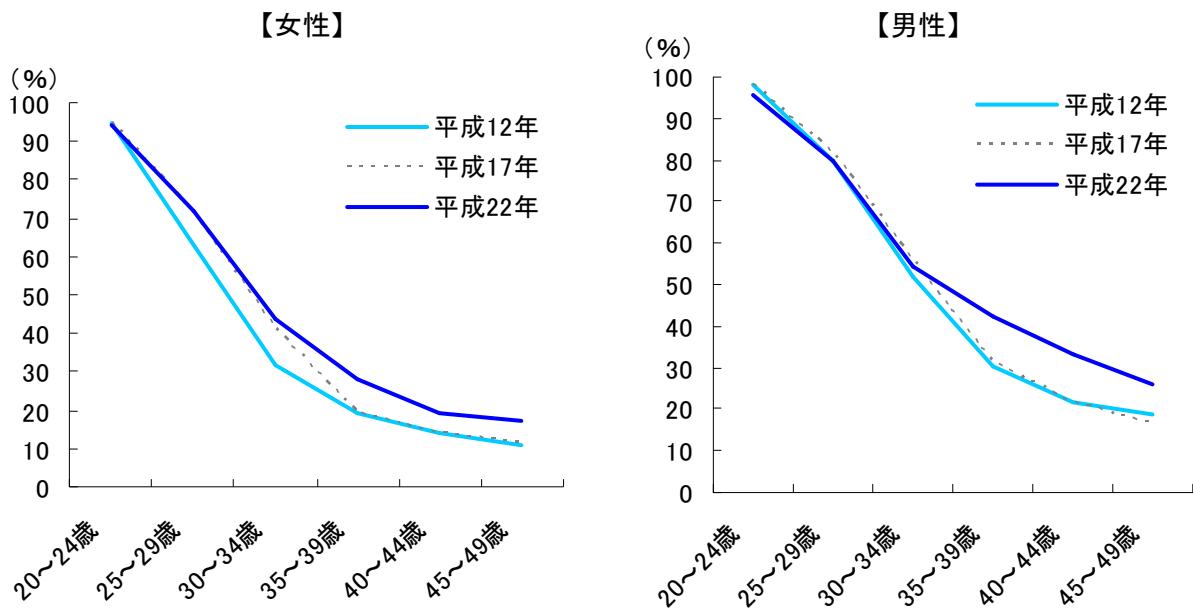
2 家庭生活との両立支援

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進むなか、豊かで活力ある社会を維持していくためには、男女がともに家庭的責任を担い、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。

本市では、各個別計画に基づき、必要な子育てや介護等の福祉サービスの充実を図ることで、性別や年齢にとらわれずだれもが自らの希望する充実した生活を送るための支援を進めてきました。共働き家庭の増加や個人のライフスタイルや価値観・ニーズの多様化などを背景に、両親学級への男性の参加など、互いに協力して家庭生活を営む気運の高まりはみられつつも、家事・育児・介護等といった家庭生活は依然として女性の負担が大きい状況にあることがうかがえます。

子育て家庭へ積極的な支援を行うことや、高齢者・障がい者等への社会的支援を充実することは、本市の男女共同参画の推進につながることが期待されます。そのため、社会の最小単位である家庭の構成員が互いに支えあい、家事・育児・介護等に参画できるよう環境整備に努めるとともに、多様化する子育て及び高齢者・障がい者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、福祉サービスの充実等により、各家庭の状況に応じた社会的支援を図ることが求められています。

【小金井市の男女の未婚率の年次別グラフ（平成12年・平成17年・平成22年比較）】



資料：総務省統計局データ（国勢調査）より引用

〔小金井市の出生・婚姻・離婚に関する年次別比較表〕

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生率	8.0	8.3	8.0	7.6	7.6	7.4	7.7	8.1	8.2
婚姻件数・率	7.1	7.2	6.8	6.6	6.6	6.7	6.6	6.9	7.4
離婚件数・率	1.88	1.75	1.54	1.73	1.59	1.50	1.33	1.61	1.53

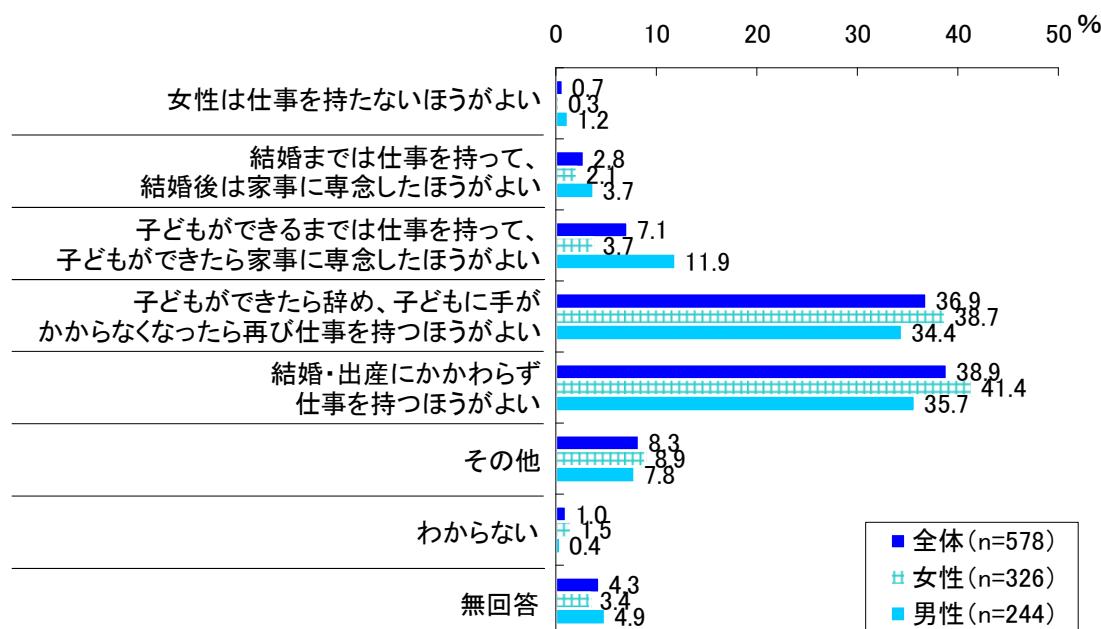
資料：東京都福祉保健局データより引用

〔合計特殊出生率（全国・都・市）の年次別比較表〕

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
東京都	1.02	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09	1.12	1.12
小金井市	1.03	1.08	1.05	0.99	1.01	1.00	1.07	1.13	1.13

資料：厚生労働省 人口動態統計／東京都福祉保健局データより引用

〔女性が仕事を持つことに対する考え方〕



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) 育児や介護等への支援体制の整備

子育てや介護等が、一部の家族や女性だけでなく、各家庭の構成員が協力して責任や負担を分かちあい、仕事や地域活動等との調和が図られるよう、多様なニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、男性の育児参加の促進や、男性在宅介護者への支援に向けた環境づくりに努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	地域での子育て支援体制の充実	既存の保育事業の充実と新たな保育施策の検討・拡充	保育課
		保育所の待機児童解消施策の充実	保育課
		学童保育の推進	児童青少年課
		子育てに関する情報・相談の充実	健康課 子育て支援課 保育課
		子ども家庭支援センターや児童館を利用した子育てひろば事業の推進	子育て支援課 児童青少年課
		◆居宅訪問による子育て支援事業の充実	健康課 子育て支援課
2	高齢者・障がい者等への社会的支援の充実	高齢者福祉・介護保険サービスの充実	介護福祉課
		障がい福祉サービスの推進	障害福祉課
		各種サービスに関する相談支援・情報提供	障害福祉課 介護福祉課
		◆家族介護者への支援の充実	介護福祉課

(2) 各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等について、各家庭の状況に応じた支援の提供を図ります。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	支援が必要な家庭への各種サポート	ひとり親家庭等に対する支援体制の推進	子育て支援課

3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

近年、生きがいや心の豊かさを感じられる生き方を求める人が多くなってきていること、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを地域の力で解決する地域コミュニティづくりの重要性が高まっていることなどから、職場や家庭のみならず、地域において、だれもが個人の能力を発揮し活躍できる環境づくりが必要となっています。

市内には、地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。団塊の世代が多い本市においては、定年退職を機に積極的に地域で活躍できる場を求めて戻ってくる場合など、今後ますます地域活動への意欲を持った市民の増加が見込まれるもの、参加するきっかけをつくること、活動の担い手と責任主体とに男女の不均衡を生じさせないようにすることといった課題に対応できるよう、だれもが参加・参画しやすい環境を整える必要があります。

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。そのため、地域活動への参画促進や、活動の活性化に向けた支援を図ることが重要です。

(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

性別や年齢に関わらず、だれもが地域におけるさまざまな活動に参加し、暮らしがやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。

また、男女が互いに協力しあうなかで、リーダーとして活躍する女性の増加を目指します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	地域活動団体等の活動促進	◆市民活動団体等の活動の支援	コミュニティ文化課
		◆青少年ボランティア活動の推進	生涯学習課
		少年少女各種スポーツ教室の開催	生涯学習課
		◆青少年健全育成団体への支援	児童青少年課 生涯学習課
		老人クラブ活動への助成を通じた支援	介護福祉課
2	女性リーダーの育成促進	女性リーダーの育成に向けた情報提供	関係各課
		国内研修事業への参加の促進	企画政策課
		◆児童館ボランティアリーダーの育成	児童青少年課

4 生涯を通じた男女の心身の健康支援

個人の意欲や優先度に応じて、働き、家庭や地域で充実した生活を送るために、生涯にわたって心身ともに健康であることが基本的な条件であるといえます。一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援することはもちろん、特に女性は各年代で身体的变化が多いことから、女性自身が主体的に自分の健康を確保できるよう、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）^{※9}に対する社会全体の理解を深めることが重要となっています。

本市では、各種健（検）診、健康教育・相談、母子保健サービス、青少年に対する健康を脅かす問題についての教育・啓発などを通じた健康増進を促すとともに、市民一人ひとりの年代や状況に応じた主体的な健康づくりにより、総合的な健康支援に取り組んでいます。

近年、食育への関心の高まりをはじめ、健康に対する不安や経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加など、新たな健康課題も生じてきています。そのため、だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、今後も引き続き、互いの性や身体的特性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援するとともに、相談支援体制のさらなる連携を図る必要があります。

（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、性と生殖に関する正しい知識と互いの性への理解を深めるための情報収集・提供に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	母子保健事業等の推進	妊娠届出・母子健康手帳交付	健康課
		各種健（検）診、保健指導等の充実	健康課
		母性の健康管理の情報提供	健康課
		◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供	健康課
		母子保健に対する男性への啓発・支援	健康課

^{※9} 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものです。

(2) 性差や年代に応じた健康づくり

生涯にわたってだれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、健康に関する学習機会の提供や周知・啓発を行うとともに、個人の年代や状況等に応じた健康増進事業を実施することで、心身の健康づくりを支えます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	健康づくりの推進	各種健（検）診等の実施	保険年金課 健康課
		健康相談等の実施	健康課
		健康手帳の交付	健康課
		医療機関等との連携	健康課
		スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	生涯学習課
		◆ 食育の推進 ◆ 自殺予防に向けた取組の推進	健康課 障害福祉課
2	健康に関する学習・啓発の充実	成人を対象とした健康教育の実施	健康課
		エイズ対策普及・啓発	健康課
		思春期保健対策・健康教育	健康課
		性的な発達への適応などの健康安全教育	指導室

(3) 自立した生活への支援

だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進め、相談支援体制の強化に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	各種相談支援の実施	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	広報秘書課
		「女性総合相談」の充実	企画政策課
		◆ 「母子・女性相談」の充実	子育て支援課

基本目標III

人権を侵害する暴力を許さない 社会づくりで安心を守る

小金井市配偶者暴力対策基本計画（1～3）

- 配偶者や交際相手への暴力やストーカー^{※10}、セクシュアル・ハラスメント^{※11}、虐待などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえでの克服すべき課題です。特に女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識等や経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡みあっており、ドメスティック・バイオレンス（DV）は構造的な社会問題であるといえます。
- 平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、市町村における取組の強化が求められたことをはじめ、法制度上の整備は進められているものの、暴力を未然に防止するためには、男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりを進め、社会全体で暴力のない社会の実現に取り組んでいく必要があります。
- 市民意識調査によると、配偶者等からの暴力について、「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力を受けた経験のある女性が16.3%となっています。また、女性の被害者のうち、暴力について相談をしたのは約3割に止まっており、「相談するほどのことではないと思った」など、DVを「個人的な問題」としてとらえる傾向があることがうかがえます。
- だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていくよう、男女共同参画の実現を阻むあらゆる暴力について、被害者に対する個別の支援はもちろん、安心して相談できる体制づくりや関係機関との連携強化を図ります。また、こうした暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、社会全体で取り組むべき課題として、人々の意識の深いところにある偏見や先入観を変革させていく、という地道な働きかけに努めます。

^{※10} ストーカー

同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいい、特定の相手に対して恋愛や好意の感情、またはそれが満たされなかつことに対する怨念の感情を充足する目的による、つきまといや面会・交際の要求、名誉毀損などの行為を指します。

^{※11} セクシュアル・ハラスメント

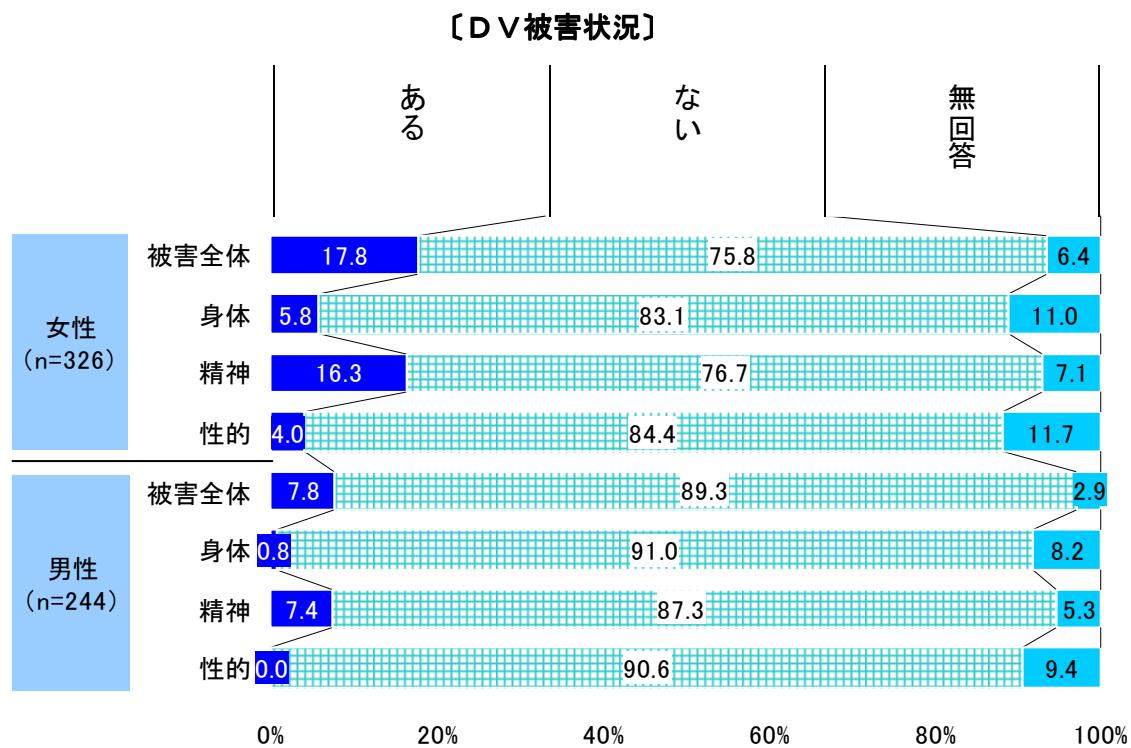
「性的いやがらせ」の意味で、相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。職場に限らず、学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となる可能性があります。

1 暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力は、個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし実際には、こうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気がつかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、配偶者等からの暴力に対して、学校や地域において、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。とりわけ、若者の間では、結婚前の交際相手との間に起こるデートDVが身近な問題になってきており、若年者層への理解促進に対する必要性が高まっています。

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深め、配偶者等からのあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成するとともに、若い世代における認識をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動を進め、医療機関や子どもを通じた関係施設、地域を見守る民生委員・児童委員など、社会全体でDVを根絶する機運を高めるとともに、暴力の未然防止・早期発見に向けた体制の強化に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	広報及び啓発活動の推進	市報・ホームページ等による市民への情報提供	企画政策課
		各種啓発用資料の作成・配布	企画政策課
		関係機関による研修会・講演会等への参加	企画政策課
		医療機関・関係機関への情報提供の充実	企画政策課 健康課
2	早期発見のための連携体制強化	関係機関に対する通報義務の周知	関係各課
		◆健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	健康課 子育て支援課
		市・専門機関等の相談窓口の周知・情報提供	企画政策課

(2) 若い世代への啓発・教育の推進

若年者層に対して、命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を通じて、人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、デートDVの予防啓発に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	若年層に対する予防啓発	小中学校での人権教育の推進	指導室
		デートDV防止対策の充実	企画政策課

2 被害者支援の推進

配偶者等からの暴力被害には、身体や生命を脅かされる危険性が伴う場合があり、身の危険を感じて保護を求める被害者に対して、適切な安全確保を図ることが極めて重要となります。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援を提供するとともに、被害者に子どもがいる場合は、配偶者暴力を目撃するなど、心身ともに傷ついた子どもへのケアにも配慮する必要があります。

本市では、配偶者等からの暴力被害に対する支援を行ってきましたが、引き続き、被害者の安全確保や自立に向けた支援を適切に行うためには、被害者の状況により、生活・就労・経済面での支援、子どもを含むひとり親家庭に対する支援など、庁内のさまざまな部署が情報を共有し、関わりあいながら、支援することが求められています。

今後も、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、体制の整備を図ることが重要です。

(1) 安全確保と自立支援の実施

緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制の充実に努めるとともに、被害者が生活を再建する際には、加害者の追及から逃れ、通常の社会生活が確保できるよう、被害者の立場に立った自立支援を行い、必要な情報の提供や支援に取り組みます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	緊急一時的な保護・支援の実施	関係機関との連携による安全確保	関係各課
		被害者等に関する個人情報保護の推進	企画政策課 市民課
		加害者からの追及に対する被害者への支援	企画政策課
		民間シェルター※12への財政的支援	企画政策課
2	自立支援体制の確立	生活の再建に向けた支援と情報提供	関係各課
		子どもに対する保育・就学等の支援の実施	保育課 学務課 指導室

※12 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者のための緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

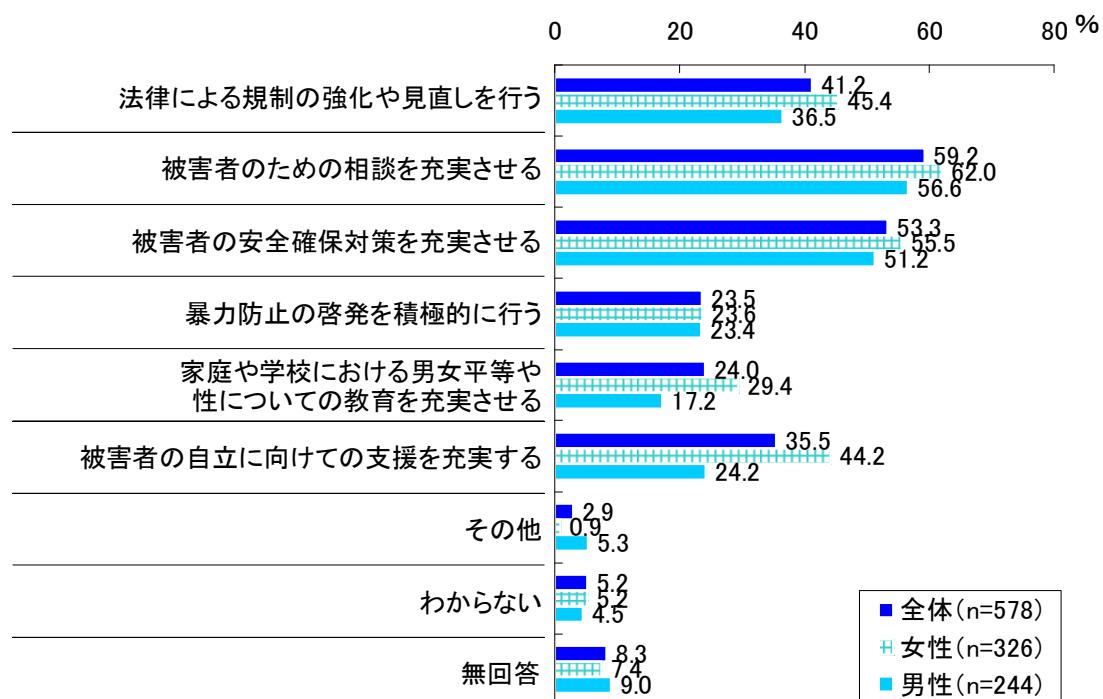
3 相談・連携体制の整備・充実

平成19年のDV防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画を策定することや、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされるなど、配偶者等からの暴力に対する市町村単位での取組の強化が求められています。

本市では、女性総合相談等の場を活用し、女性が抱えるさまざまな問題・悩みについての相談に応じてきました。また、必要に応じて、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター、警察、民間組織や他市町村との連携を図りながら、きめ細やかな相談・支援の実施に努めています。

今後も、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を進めつつ、相談機能の強化や連携体制の充実を図ることが重要です。

〔配偶者等からの暴力防止・被害者支援のために必要だと思う対策〕



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) 相談体制の整備・強化

配偶者等からのさまざまな暴力に関して適切な相談支援が図られるよう、相談機能の強化に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	相談機能の強化	女性総合相談の活用	企画政策課
		◆男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	企画政策課
		相談対応能力の向上	企画政策課
		関係機関との連携・情報共有の強化	企画政策課

(2) 連携体制の充実

配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、都、他市町村との広域的連携のほか、警察や関係機関とのネットワーク化に努め、民間組織等との連携体制の充実を図ります。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	府内関係部署との連携	住所・居所に係る証明書の交付等における支援	関係各課
		府内関係部署との情報共有・連携の強化	企画政策課
②	地域連携の推進	国、都、近隣自治体等との広域的連携の推進	企画政策課
		警察等、他の機関・団体との連携と支援体制の確立	企画政策課
		◆民間支援組織等の情報収集・提供	企画政策課
		◆配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	企画政策課

④ ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応の推進

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、配偶者等からの暴力と並び、男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つとなっています。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるものです。

国により「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化などの取組が進められているものの、本市においても、さらなる支援や対応が求められている状況です。また、虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に加え、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を制定するなど、法制度の整備が進められていることを受け、庁内のさまざまな部署や関係機関が連携し、適切な対応・支援を行っています。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の行為が個人の尊厳を傷つけ、また、男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高めるとともに、適切な対応・支援体制づくりが重要となります。

(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等対策の推進

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等に対する適切な対応・支援に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実	◆ストーカーなどからの個人情報保護の推進	企画政策課 市民課
		◆セクシュアル・ハラスメントの防止の推進	企画政策課
		子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	関係各課

基本目標IV

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

- あらゆる分野での男女共同参画の実現には、行政による取組のみならず、市民や事業所、関係団体等のあり方が大きな影響をおよぼします。
- 近年、社会のさまざまな分野への女性の参画が進み、政治や企業、官公庁等の政策・方針の立案・決定過程で、女性が活躍する姿がみられるようになってきています。しかし、女性の参画の状況は、国際的な水準からは依然として低く、男女共同参画推進の模範となるべき行政機関での女性参画を加速化し、民間への拡大を図る動きが求められています。
- 市民意識調査によると、市の審議会や附属機関等における委員の男女比について「適任であれば男女を問わなくてもよい」と思う人の割合が最も高くなっているものの、実際には、審議会等の委員の属性には偏りがみられる場合もあり、引き続き、幅広い分野での男女双方の参画を促す必要性が高いといえます。また、平成24年に実施した市職員意識調査では、「魅力を感じない」「自分の能力に不安」などの理由により、昇進を希望しない女性職員が半数を占めており、指導的立場への登用に向けた府内の人材育成が求められるほか、さまざまな価値観・意見を取り入れた市政運営を図るため、男女平等の視点に立った人材の適正配置に努める必要があります。
- 男女平等の視点を生活のさまざまな場面に浸透させ、男女共同参画を総合的に推進していくため、社会におけるあらゆる意思決定の場にだれもが参画し、性別にとらわれない多様な考え方や発想を反映するとともに、市民や事業所、関係団体、行政職員の一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、男女共同参画の普及・推進に結びつく仕組みづくりを進め、一体的な男女共同参画社会の実現を目指します。

1 政策・方針決定過程への男女の参画

日常生活に深い関わりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野で、政策・方針等の立案・決定過程に、多様な考え方を取り入れられることは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのためには、女性自身が意欲や関心を高め、エンパワーメントの拡大を図ることが重要です。

本市では、平成24年4月1日現在の審議会等に参画する女性委員の比率が32.1%（附属機関の女性委員の比率は31.9%、行政委員会等の女性委員の比率は17.6%）となっています。しかし、市の最上位計画である第4次基本構想・前期基本計画「小金井しあわせプラン」において、その比率で50.0%という高い目標を掲げていることから、達成に向けたさらなる取組が必要となっています。

国においても、活力ある社会づくりに向け、平成15年に「女性のチャレンジ支援策」の推進を決定したり、平成20年に「女性の参画加速プログラム」を示したりするなど、あらゆる分野への女性の参画拡大と、指導的地位に占める女性の割合の増加を目指しています。そのため、女性が社会的・政治的・経済的に力を発揮し、行動できるよう支援を行うとともに、さまざまな分野における意思決定の場への女性の積極的な参画を促すことで、多様な発想や価値観が反映された男女共同のまちづくりを展開することが求められています。

(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

日常生活に深い関わりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野において、多様な考え方を取り入れられるよう、男女双方の積極的な参画を支援します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	男女の市政参画の促進	審議会委員等へ女性の登用の促進	企画政策課
2	地域における女性のエンパワーメントの拡大	自治会・町会・市民活動団体・スポーツ団体等の長への参画の促進に向けた情報提供	関係各課
		◆防災・防犯分野における男女共同参画の推進	地域安全課

2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもちろん、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体の理解と協力が必要であり、それらが課題を共有し、互いの役割と責任を果しながら、それぞれが主体的な取組を展開することが重要です。

本市では、平成 16 年に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働^{※13}を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、本市の男女平等の歴史は市民の草の根的活動から始められており、平成 15 年に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。しかし、男女共同参画に関する市の取組が、市民になかなか周知・普及されないといった課題も確認されている状況です。

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を展開しながら、それらの活動を通じ、さらなる連携と協力のもと、男女共同参画を一体的に推進することが必要となります。

(1) 市民参加の推進

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、それぞれの活動を通して男女共同参画の実現を目指します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	市民や地域団体との協働	男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課
		◆市民や市民活動団体等との連携	企画政策課 コミュニティ文化課
②	参画を促す環境づくり	多様な市民参加の推進	企画政策課
		(仮称)男女平等推進センター整備の検討	企画政策課
		女性談話室の活用	企画政策課

※13 協働

同じ目的のために協力して働く、行動することです。特に、市民、事業所、行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指すことをいいます。

3 庁内の推進体制の充実・強化

男女共同参画推進にかかる施策は多岐にわたります。そのため、行政の果たす役割は大きく、庁内における連携体制の確立はもちろん、施策の担い手である市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進める必要があります。

本市の男女共同参画の推進状況については、平成24年4月1日現在の市議会議員定数に占める女性議員の割合が37.5%と高いほか、市職員のうち管理職員に占める女性の割合が15.2%と近隣自治体のなかでは比較的高いものの、職場環境を改善し、庁内のさまざまな部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に努める必要があります。また、計画の推進体制については、「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の進行管理を行っているものの、関係部署との連携や共通認識・理解を図るなど、全庁的なさらなる体制の整備が望まれます。

市が男女共同参画の必要性を認識し、施策推進の中心となる職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の男女共同参画の推進体制を整備するとともに、関係各課の緊密な連携のもと、男女平等都市宣言及び男女平等基本条例を踏まえ、総合的かつ計画的に本計画を推進するための体制を充実していくことが重要です。

〔小金井市の男女共同参画の推進状況〕

【市議会議員に占める女性議員の割合】

	議員定数	女性議員数	女性の占める割合
市議会議員	24人	9人	37.5%

【審議会等に占める女性委員の割合】

	委員総数	女性委員数	女性の占める割合
行政委員会	34人	6人	17.6%
附属機関	505人	161人	31.9%
市長の私的諮問機関	125人	46人	36.8%
計	664人	213人	32.1%

【庁内管理職者に占める女性職員の割合】

	管理職者総数	女性管理職者数	女性の占める割合
庁内管理職者	79人	12人	15.2%

資料：小金井市実績（いずれも平成24年4月1日現在）

(1) 庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち男女共同参画を実践するための庁内の環境づくりを進めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備	◆働きやすい職場環境の整備	職員課
		男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課
		◆ハラスメント ^{※14} の防止と指針の周知徹底	職員課 指導室
		◆指導的立場への登用に向けた女性の人才培养	職員課 指導室
		職員研修の充実	職員課
		職員の通称名（旧姓）使用	職員課

(2) 計画の推進体制の強化

本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、庁内の推進体制を整備します。また、国や都、他自治体との連携や情報共有に努め、地域と行政が一体となって男女共同参画を推進するための仕組みづくりについて研究を進めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	計画推進体制の整備	男女共同参画施策推進行政連絡会議を通じた庁内連携の強化	企画政策課
		男女平等推進審議会の運営	企画政策課
		定期的な調査を通じた計画の進捗管理及び評価の仕組みづくり	企画政策課
		国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課

^{※14} ハラスメント

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などがあります。

パブリックコメント説明資料

平成24年11月

小金井市第4次男女共同参画行動計画（素案） 概要について

小金井市男女平等推進審議会

小金井市男女平等推進審議会では、「小金井市第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」の計画期間終了に先立ち、平成24年1月に市長から諮問を受け、第3次行動計画の見直しと男女共同参画施策のさらなる推進による、男女共同参画社会の実現を目指すため、市民意識調査の結果や第4期小金井市男女平等推進審議会からの提言書等を踏まえ、9か月にわたる審議により、小金井市第4次男女共同参画行動計画（素案）をまとめました。

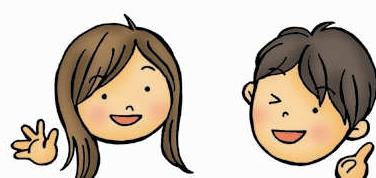
この案について、平成24年11月15日（木）から12月14日（金）までパブリックコメントを実施しています。ぜひ計画（素案）をご覧になり、ご意見をお寄せください。詳しくは募集要項、市報11／15号又は市ホームページをご覧ください。

計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

小金井市では、そうした社会の実現に向けた動きが平成11年の「男女共同参画社会基本法」制定以前から生まれており、国内外の動向と連動しながら、小さな草の根的活動を端に、平成8年の「小金井市男女平等都市宣言」や平成15年の「小金井市男女平等基本条例」の制定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。一方で、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）の改善や男女間のさまざまな暴力の防止をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働してまちづくりに取り組まなければならない課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第4次男女共同参画行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。



計画策定の位置づけ及び性格

- ◆本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく、「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆「第4次基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の一つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の基本目標Ⅲの1～3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とし、平成22年（2010年）に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐものです。

計画の期間

本計画は平成25年度から平成28年度までの4年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3次行動計画		第4次男女共同参画行動計画							
配偶者暴力対策基本計画									
第4次小金井市基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
【国】第3次男女共同参画基本計画									
【都】男女平等参画のための東京都行動計画									

計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

小金井市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第3次行動計画では、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を」を謳い、さまざまな取組を進めてきました。今後もその実現に向け、さらに男女共同参画を推し進めていくよう、本計画の基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標及び施策の方向

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標及び施策の方向を以下のとおり定めます。

◆ 基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画への学びを支援します。

- | | |
|-------|--|
| 施策の方向 | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 |
|-------|--|

◆ 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

- | | |
|-------|--|
| 施策の方向 | 1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり
2 家庭生活との両立支援
3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
4 生涯を通じた男女の心身の健康支援 |
|-------|--|

◆ 基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

(Ⅲの1～3は小金井市配偶者暴力対策基本計画)

DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

- | | |
|-------|---|
| 施策の方向 | 1 暴力の未然防止の意識づくり
2 被害者支援の充実
3 相談・連携体制の整備・充実
4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応の推進 |
|-------|---|

◆ 基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

- | | |
|-------|--|
| 施策の方向 | 1 政策・方針決定過程への男女の参画
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
3 庁内の推進体制の充実・強化 |
|-------|--|



パブリックコメント及び市民懇談会の概要について

1 パブリックコメントについて

- (1) 期間 平成24年11月15日（木）～12月14日（金）
(2) 受付方法 専用用紙に記入の上、企画政策課へ直接、郵送、FAX、電子メール
(3) 広報 市報11／15号及び市HP（11／15～12／14）
(4) 資料備付場所
市HP、企画政策課（男女共同参画室）、広報秘書課（第二庁舎1階）、公民館本館・分館、図書館本館、総合体育館等、保健センター 等

2 市民懇談会

- (1) 日時 11月25日（日）
午後2時30分～4時00分 前原暫定集会施設A会議室
※保育士、手話通訳を手配（要事前申込。市広報及び市HPへの情報掲載）
(2) 内容 ①素案の説明 ②パブリックコメントの説明
(3) 主催 男女平等推進審議会
(4) 参加人数見込 30人程度
(5) 進め方
① 市民懇談会の開催趣旨説明
 - 素案についての説明及び周知を主な開催趣旨とする。
 - 意見は、パブコメの意見用紙に記入し、提出が必要（用紙を当日配布）
② 資料説明
 - 素案について審議会を代表して会長が説明
③ 質疑応答
 - 素案の内容及び審議会での議論の経過等の質疑応答（意見はパブコメ提出を依頼）
 - 回答は委員、市職員、コンサルタントが行う。
(分担は、審議会での検討経過は委員、市の取組は市職員、法制度・掲載データ説明はコンサルタントとする。)
④ 今後の予定等
 - パブリックコメントの意見に対する回答時期（1月予定）の説明
※なお、市HP等での公表による回答とし、個別の回答は行わない。
 - パブリックコメント後の計画策定に関する予定の説明
(6) タイムテーブル（案）
14：30 開会 全体進行：企画政策課
14：30 挨拶・趣旨説明 【10分】 井上会長

14：40 委員自己紹介 【10分】

14：50 素案説明 【30分】 井上会長

15：20 質疑応答 【30分】 進行：佐藤副会長

15：50 今後の予定等説明【5分】 企画政策課

15：55 閉会挨拶 【5分】 井上会長

16：00 閉会

16：00 退場 ※パブリックコメントの提出を受付（企画政策課）

(7) 配布資料

①素案 ②パブリックコメント意見用紙